

任期付職員の採用について

職種	内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室任期付職員
職務の内容及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>今後の子ども政策の基本理念においては、「必要な人に情報や支援が届くよう、子どもや若者、子育て当事者が正確でわかりやすい情報に簡単にアクセスできるようにしたり、利用者目線に立って必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような情報発信」等を改善・強化することを掲げている。また、「子どもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子ども政策に反映されるように取り組む。」ともされており、年齢や発達段階に応じた政策についての情報提供も不可欠である。</p> <p>このため、子ども家庭庁（仮称）の設置を待たずして実施できる事業について周知・広報を行うことや、今後、子ども家庭庁（仮称）の所管する事業・政策について、子ども、若者、当事者等の適切なターゲットに対して、必要とする情報が確実、かつ、わかりやすく到達するよう、総合的な広報戦略の検討及び企画立案等を行う。</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 採用形態</p> <p>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。</p> <p>(2) 採用予定官職</p> <p>内閣事務官（参事官補佐級）</p> <p>※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。</p> <p>(3) 給与</p> <p>給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p> <p>(4) 勤務時間・休暇等</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。）・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。・内閣府の子ども家庭庁（仮称）と関係する部署に併任となり、内閣府の事務を行う場合があります。

【勤務地：東京都千代田区】

求める人材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画やマネジメントする立場として、広報事業を担当した経験があり、かつ、広報を主たる事業として実施している民間企業等における勤務経験年数が10年程度、もしくはそれ以上の期間を有する者。なお、行政機関が実施する施策について、委託等も含めて広報を担当した業務経験を有することが望ましい。
採用予定人数	1名
採用予定期間	令和4年10月1日～令和6年3月31日まで (子ども家庭庁(仮称)が発足した場合には転任することとなります。) (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 4. 日本国籍を有する者 <p>なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。</p>
応募受付期間	令和4年4月25日(月)必着
問い合わせ先	<p>人事担当 中瀬、荒田、河井</p> <p>電話：03-6550-8935</p> <p>E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp</p>
応募要領	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。) 2. 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一次選考(書類審査) <ol style="list-style-type: none"> ① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付 ② 志望理由をまとめたもの(A4横書) ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4横書)

【勤務地：東京都千代田区】

	<p>(注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。</p> <p>(2) 二次選考(書類選考により面接の連絡を受けた者)</p> <p>① 戸籍謄本1通(発行日から3ヶ月以内のもの)</p> <p>② 卒業(修了)証明書(大学・大学院等)</p> <p>3. 提出先</p> <p>〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室 人事担当</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。(休職は不可)</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実施)していただきます。</p>